ひとり親家庭のお父さん・お母さんへ



自立支援教育訓練給付金のご案内



ひとり親家庭等のお母さん・お父さんが、適職に就くために必要な技能や資格を取得する際、必要と認められた対象指定講座を受講した場合、受講修了後に受講料等費用の一部を支給します。

対象者

浜田市にお住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべてを満たす方。

- ① 20歳未満のお子さんを養育していること
- ② 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている方
- ③ 当該指定講座の受講が適職に就くために必要であると認められる方
- ④ 原則として過去に訓練給付金の支給を受けていない方

対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

(厚生労働省指定の一般教育訓練指定講座、特定一般教育訓練指定講座及び専門実践教育訓練指定講座が対象)

※インターネットで『教育訓練給付制度』と検索すると、厚生労働省のウェブサイトで、

制度の概要、対象講座について確認することができます。

※詳しくは、ハローワークへお問い合わせください。

教育訓練給付制度



支給額

雇用保険制度	一般教育訓練給付	受講料等費用の60%相当額(上限20万円)
(ハローワーク) の	特定一般教育訓練給付	(本人負担は40%相当額)
受給資格がない方	専門実践教育訓練給付	受講料等費用の60%相当額(上限 160 万円)
		(修学年数(最長 4 年×40 万円)
		(本人負担は40%相当額)
		※修了後 1 年以内に資格取得等し就職等した場合、受
		講料等費用の25%相当額を追加支給(上限 20 万円)
雇用保険制度	上記金額から、雇用保険制度により支給された額を差し引いた額	
(ハローワーク) の	一般教育訓練給付	ハローワークから20%、市から40%
受給資格がある方	特定一般教育訓練給付	ハローワークから40%、市から20%
	専門実践教育訓練給付	ハローワークから50%、市から10%
		※追加支給は、ハローワークから 20%、市から 0.5%

※いずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給されません。

※対象となる受講料等費用は、入学金と受講料(教科書代及び教材費)です。

※受講にあたっては、事前の相談が必要です。※支給は、受講が修了した後です。



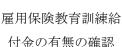
《手続きの流れ》

事前相談

基本的な要件や必要書類等をお伝えします。受講を希望する講座のパンフレットなど、講座の内容が分かる資料をご持参ください。

また、母子・父子自立支援プログラムを策定についても説明します。

事前相談のないまま受講を開始した場合、申請を受け付けられない場合があります。



雇用保険の教育訓練給付金受給資格有無を、ハローワークで確認をお願いします。
★有りの場合⇒ハローワーク及び浜田市で手続き。無しの場合⇒浜田市で手続き。



母子父子自立支援 プログラムの作成・ 講座の指定申請



講座の指定決定



対象講座申込· 受講開始



受講修了



<講座指定申請の手続きに必要な書類>

- ①教育訓練給付金支給要件回答書 (ハローワークで発行されます)
- ②受講内容や受講費用が分かるパンフレット等
- ③支給申請者及び扶養している児童の戸籍謄本
- ④支給申請者及び扶養している児童の属する世帯全員の住民票 (世帯主・続柄、本籍・筆頭者の記載のあるもの)
- ⑤個人番号カードあるいは個人番号通知カード(請求者及び同居の世帯全員分) ※世帯分離していて同居している場合、その世帯全員分必要
- ⑥児童扶養手当証書(認定を受けて手当を受給している方のみ)
- ⑦本人確認書類 (運転免許証など)

後日「対象講座指定決定通知書」をお送りします。

通知書が届いた後に、対象講座の申し込みをお願いします。

※受講中、支援のフォローのため受講状況の聞き取り等をすることがあります。 ※やむを得ず、途中で受講中止される場合や、講座実施者の都合により受講できなくなった場合は、速やかに市役所へご連絡ください。

受講修了後、30 日以内に、給付金支給申請の手続が必要です。この手続きをしないままでは給付金は支給されませんのでご注意ください! また、雇用保険が適用される場合は、別途ハローワークでの手続きも必要となります。

給付金支給申請・ 母子父子自立支援 プログラムの経過 確認



給付金交付決定



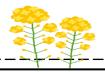
給付金支給

<給付金支給申請に必要な書類>

- ①支給申請者及び扶養している児童の戸籍謄本
- ②個人番号カードあるいは個人番号通知カード(請求者及び同居の世帯全員分) ※世帯分離していて同居している場合、その世帯全員分必要
- ③支給申請者及び扶養している児童の属する世帯全員の住民票 (世帯主・続柄、本籍・筆頭者の記載のあるもの)
- ④児童扶養手当証書(認定を受けて手当を受給している方のみ)
- ⑤本人確認書類(運転免許証など)⑥対象講座指定決定通知書
- ⑦修了証明書 ⑧講座の入学料及び授業料の領収書 (写し)
- ⑨教育訓練給付金決定通知書(支給がある場合ハローワークで発行されます)
- ⑩本人名義の口座番号の分かるもの (通帳、キャッシュカード等)

審査結果については、後日「支給決定通知書」にてお知らせします。

書類審査後、給付金を支給します。



【追加支給がある場合】専門実践教育訓練を修了、資格取得し1年以内に就職等した場合は、別途追加支給申請が必要です。

【お問い合わせ先】

浜田市子ども・子育て支援課 子ども政策係 TEL 0855-25-9331